

平成 17 年度 第 1 回

宇都宮市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 議事録

日時：平成 17 年 8 月 2 日（火）

午後 3 時 05 分～4 時 30 分

場所：市役所 14B 会議室

出席者

審議会委員：麦倉委員（分科会長），山村委員（職務代理者），小倉委員，加藤委員，

笹野委員，関口委員，直井委員，平出委員，池本委員，大和田委員，黒内委員
事務局：＜障害福祉課＞ 渡部課長，加藤課長補佐，柴山企画係長，大島相談支援係長，

小林福祉サービス係長，藤牧総括主査，野口専任主査，

吉岡主任主事，日向野主事

＜保健予防課＞ 石川課長，広野課長補佐，小林保健対策係長，田崎総括主査

傍聴者：なし

議事

1 開会

2 あいさつ 渡部障害福祉課長

3 委員紹介

4 分科会長選出

加藤補佐：分科会長の選出は、宇都宮市社会福祉審議会条例第 6 条第 2 項規定
により、委員の互選となっているが、いかがいたしましょう。

加藤委員：法案が今後通ったら、障害者の福祉は根底から変わってくるでしょう。
変動期でもあり、身体当事者の会の代表である麦倉委員に引き続きお願い
したいと考えるが、どうか。

一 同：異議なし

麦倉委員：みなさんがよろしければお引き受けいたします。

5 職務代理者指名

麦倉会長：会議次第にしたがって、職務代理者の指名を議題とする。
事務局より説明をお願いします。

加藤補佐：職務代理者については、分科会長に何かあった場合にその職務を代理す
る職となるが、条例第 6 条第 4 項規定により、分科会長が指名すること
となっている。分科会長より指名をお願いいたします。

麦倉委員：職務代理者は、これまで施設代表の方からということでお願いしてきたところだが、今回から精神障害者施設団体の方にも参加していただくことになり、身体・知的・精神の3障害がそろった。

今回は福祉事業に長年従事し、社会福祉に造詣の深い山村委員にお願いしたいと思う。よろしいでしょうか。

山村委員お引き受け願えますか。

山村委員：お引き受けいたします。

6 議事

[報告事項]

(1) 宇都宮市障害者福祉プランの進捗状況について

柴山係長 資料に基づき説明

質疑なし

(2) 障害者自立支援法について

大島係長 資料に基づき説明

質疑応答

麦倉分科会長：法案審議も途中段階であるが、

今心配しているのは、地域格差が出るのではないかということ。

満足するサービスが得られるのか懸念されている部分がある。

関口委員：サービスの必要見込み量をどう把握するのか。精神障害者は手帳を取得しない人も多く、実態把握が難しいが、把握の仕方をどう考えているのか。

藤牧総括主査：計画策定の考え方のもととなる指針は今年12月に出されることになっているため、申し訳ありませんが、現段階ではお答えできません。ただ、障害者福祉プランと障害福祉計画の関係は、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係と同じようなものであるため、介護保険事業計画の考え方を参考になるとは思っております。いずれにしても、指針を見てみないと詳細はわからない状況です。

平出委員：精神障害者のホームヘルプは、16年度で30人となっているが、今は65歳までとなっている。改正後はどうなるのか。

大島係長：支援費と同様介護優先になると思うが、法案が通ってからでないと、具体的なことは申し上げられない。

小倉委員：働いている障害者が約1%しかいないということだが、経済・社会の問題が関係しているのではないか。法を整備したからといってできるものではないと思う。行政はどういつ

たサービスをしていこうとしているのか。

ボランティアの支援だけでは社会の仕組みにはいっていかないと思う。

実質的に社会で働くシステムについてどのように考えているのか。

大島係長：説明が適当でなかつたが、ここでいっている1%というのは、

働いている人の割合ではなく、1年間に福祉施設から就労に移行できた人の割合です。全体としてはもっと多い。

就労移行支援、就労継続支援事業が新たに創設される。

具体的な内容についてはまだまだ申し上げられない点が多いが、

今後の課題として周辺の環境整備も必要だと考えている。

直井委員：公共職業安定所と連携してという文言が入っているが、具体的にはどういうことか。市としての具体的な連携を検討して欲しい。

地域生活支援事業を初年度にどれだけ盛り込めるかが大きなポイント。

是非とも最大限見込んで欲しい。

池本委員：プランを見ると、障害者への就労支援の部分が弱く、

今後のあり方を考える必要がある。移行支援計画の充実が望まれるが、

例えば移行支援計画を学校が計画を立て、引き継ぐにしても、どこが担っていくのか、

たとえば授産施設であるならば、授産施設は中間施設としての役割を果たしていない現状がある。移行支援の計画もおそらく立てていないであろう。具体的に推進するための施策、請け負ってくれる部分を考えていかないと。

人材登録、製品展示販売だけでは進まないだろう。

多くの障害者が就労できる環境づくりを考えていく必要がある。

山村委員：ニューヨークに視察に行ったことがある。

就労支援を福祉施設だけに任せていたら無理。

学校と施設の連携が強く、学校を卒業して、一度トライさせて、無理なら学校に戻すというやり方もとられている。

特に私立の学校ではフォローアップ体制がすばらしく、何かあれば先生が行って、気遣ってあげる状況がある。

今の日本の学校教育で可能かどうか。

就労支援については、教育機関と福祉施設の連携が大切、それができないと難しい。

麦倉分科会長：今の時代は企業自体の経営が厳しくなってきてている。

生産性の部分に問題があり、いちがいに企業を責められない。

そこでいかに障害者の就業をすすめるか。

ただお願いしますと言っても雇用に至ることは難しい。

景気や空洞化等様々な問題があり、トータル的に考える必要がある。

福祉だけでどうにかしようとしても、

企業側も1回はどうにかしてくれても継続しては続かない。

力を合わせて今後どうにかしていかなければ。

加藤委員：自立支援法については言いたいこと、不安はたくさんある。

実際小規模作業所に携わっていて、支部の運営だが、作業所が今後どうなるのかが心配。

障害者が身近なところで、地域で生きられるのが一番、本人も望むところだと思うので、私たちも頑張っていきたい。

空教室・空店舗と書いてあっても、行政が横の連携がとれていないので借りられない状況がある。ことばだけ述べられても困る。

支部で運営している作業所の家賃の補助をうけているが5万円で借りられる空店舗は実際にはない。

1番は、知的障害者は自分で表現することができない。しても受けとってもられない。

資料を見ても知的に関しては定義さえもないし、一人一人難しい判定が難しい部分があると思う。

知的障害者への支援の部分が遅れそうで不安に感じる。法案成立後には、こういうところはどうなのですかと、個々に質問していきたい。

笹野委員：ある人から子どものことで相談を受けている。農家で、親がずっと保護して生活してきた。若いときは少し仕事ができたらしいが、どんどん年とともにできなくなった。親も80歳近くになって、あととりが農家をやっている。障害者を抱えてどうしたらよいのか。施設で入れるところはあるのでしょうか。農家で生活に困らないので、親が見てあげたらいいのではと思うが、この後どうしたらよいのか。

麦倉分科会長：親が丈夫ならよいが、自分が弱くなっていくと困る。これは、新しくて、古くて、永久の課題だ。施設やグループホームなどで、親から離れて自立していこうということを我々もやっているが、思ったことが行動に伴わない部分もあり、難しい問題。

大島係長：家庭、地域の環境、障害の種類、程度により支援の方法は千差万別。一度障害福祉課にご相談いただきたい。場合によっては、こちらから訪問しても。

笹野委員：あととりの方が相談に行くようにお話したがそれでよいのでしょうか。訪問もしていただけるのか。

制度の改正によって、従来と今後でどちらが有利になるのでしょうか。
本人にとって。

大島係長：何とも言えないところではある。利用者の負担については、これまでと比べると多くなる。経過措置や減免も国で考えているようだ。サービスの種類も増えるので、よりきめ細かなサービスを提供できるようになる。

加藤委員：利用したサービスの量や所得に応じた公平な負担となっているが、重度の障害者ほどサービスが必要となる。そうなった時に公平な負担というのはどうなのか。

親である自分には子が死ぬまで責任がある。所得に応じた公平な負担になってもその部分はかかってくる。障害のある兄弟がいるときから兄弟もハンディを背負っていく。

兄弟も親に代わって一生背負っていくとなると。子どもたちは生産性がないので、収入が得られない。その辺のところも考えてほしい。

笹野委員：親も兄弟も負担できないときは、どこが負担するのか。

大島係長：所得階層ごとに負担の上限額が設定されている。

国としても負担の軽減を図ろうとしている。

今の段階では市の考え方としてはお答えできない。

笹野委員：私が相談を受けている方は、6級だそうです。本人はどんどん悪くなっている。こういう場合申請しないといけないのでしょうか。

大島係長：障害の程度が変わった場合には、程度の変更申請をいただいて、手帳の等級を変更することになる。課に相談を。

大和田委員：障害者の子をもつ親としては、1日だけでも長生きしたいと聞く。

だが理想どおりにはいかない。住宅と所得の保障に関する心配も。

問題は、行政がどれだけ福祉にお金を出せるかにかかっている。

机上の空論にならないよう、行政とうまく連携をはかりたい。

黒内委員：何をもって自立というかは難しい。重度の障害者は経済的自立は難しい。就労支援をしても、意欲があっても就労できない。

障害者雇用率は法定を下回っている。

障害者の就労面接会を取材したことがあるが、車いすで上半身は大丈夫な方であるが採用にならない。なぜ採用できないのかと聞くと、その会社では油を使うので、床が滑りやすく車いすは危険であるとのこと。零細企業の場合は、受け入れたくてもその環境整備ができない。

企業の受け入れ体制に国の支援も必要だと思う。

また、職場の中の意識の問題もある。共生といつても、まだまだ進んでいない。意識の改革、組織文化を変える努力が必要。地域の中で支えて

いく、地域の互助もうまくかみ合わないと問題は解決しない。

意識改革についてはマスコミの立場からも考えていきたい。

池本委員：市自体での雇用率はわかりますか。

市として障害者の働く場をつくりだせないか。

公園清掃などを作業所などに委託する、あるいは作業所で作成している製品を成人式の記念品にするなど、恒常的な仕事は作れないのだろうか。

展示だけではだめ。学校の生徒でも、市で働かせたいような生徒もいる。

市として検討してもらいたい。

小林係長：市内の雇用率は昨年の秋に職安に聞いているが概ね月30件～50件の応募、雇用は月12件～13件のこと。

池本委員：市役所内での雇用率のこと。達成しているのか。知的障害者の雇用はどうか。

小林係長：数字は把握していないが、法定雇用率は上回っていると思います。

加藤補佐：現在は身体障害者のみの雇用、知的障害者の雇用はおこなっていない。

池本委員：知的障害者の雇用の場はつくれないか。

加藤補佐：今は市役所の中でも、アウトソーシングといって、直接にやらずに民間に出せる仕事は出していく方向になってしまっている。

公園管理事務所の草むしり等を障害者に、団体にとの話はでているが、残念ながら実現に至っていない。

黒内委員：知的障害者にヘルパー2級資格をとらせるという新聞記事が最近ありました、そういう形はとれるのか。市で音頭をとってというのは難しいか。資格をもつというのは雇用の拡大につながる。

池本委員：学校レベルで。学校でも資格の指導をしている。

資格をとって老人施設に就職した例もある。

小倉委員：足利のココ・ファームでは、障害者のために農業などの仕事をつくっている。最初歩けなかった人たちも、仕事を通して回復するなど、様々な効果もある。

今農業の分野では、年々耕作放棄地が増えている現状、農業の後継者不足によるもの。

障害者が農業の分野で就労できないか提案していきたい。

池本委員：ココ・ファームは有限会社、社員として知的障害者を雇っている。

組織として農業を、障害者を使って、指導者をたてて、というのは考えられたくないが。現在の農業のあり方をみると、

働き甲斐のあるものとしてやっていけるかどうかが問題。

市がどうこうする問題ではなくて、やるならむしろ作業所や団体がどれ

だけビジョンをもってやっていくか。それに対して市がどんなサポートできるかということだろう。

小倉委員：ココ・ファームでは、ワインをやりたかったようだ。福祉の施設ではやらせたくない。それは行政の考え方。税金がとれないで。

その方向で有限会社にした。福祉施設が、生産性がどうこうではなく、付加価値をもつものをつけてあげられれば、障害者もいきいきと仕事ができる。その方向を、流れをつけてあげられないか。

まして農業は後継者不足で困っている。現実的に機械化などはとめられないが。

もういちど付加価値をつけらるなら、手作業でひとつひとつくるものだと、機械が作業できないものだと、そういうものがあると思う。そういうところでおいしいものをつくっていけば、おもしろいものができるのではと思う。

大和田委員：何をやるにしろ、どのくらい行政がバックアップできるかが大きい問題。景気の悪い時代に予算をおさえようとなったら何もできなくなってしまう。そうなってしまったら虚しい。

麦倉分科会長：外国で障害者がどう就労しているかを見に行ったことがある。目の見えない人で働いている人はまずいない。日本の方がかえって、マッサージなどの独自の道を得て働いている。

身体障害者は、知的障害者は、精神障害者はこれができるない、だめだよというのではなく、これはできるよというものを発見できるとよい。

ハローワークに行くだけが就労の確保ではない。宇都宮市の独自性のある就労支援を。

大和田委員：外国では就労のチャンスが少なく、就労するのが難しいとの話しが出ましたが。

麦倉分科会長：外国では、福祉が充実しすぎている。死ぬまで面倒を見ますよ、働くかなくていいですよという傾向がある。日本では福祉が充実していない、自分で働ける人には、自分で働かざるをえないという状態。障害者でも自分で働ける、人のために働けるというのは生きている満足感になる。これからは1割負担、自己負担、暮らしていくのかという気持ち。福祉保護を受けている状態から抜け出さなくてはならないのかと不安もでてくるのでは。

笹野委員：介護保険でも、年金の少ない人の中にはサービスを受けない人がいる。受けるとお金をはらわなくてはならないから。

大和田委員：高齢者だけではない。医療費の負担を考え治療を受けない人もいる。
悪化して、より多くの医療費がかかる場合もある。
こういう状況の中で、どうなるのかと思うところがある。
だからと言って税金をどんどんとっていいよということにはならない。
行政が福祉に目を向け、お金を使わなければ解決しない。

麦倉分科会長：ほかにご意見がないようでしたら、これを持ちまして、本日の分科会を
終了したいと存します。ご協力ありがとうございました。